

大井上水道企業団

平成31年度水質検査計画

1. 水質検査計画に関する基本的指針
2. 当該水道事業の概要
3. 当該水道を巡る原水の水質状況及び水質管理上の問題点
4. 水質検査地点
5. 水質検査地点までのフロー図
6. 水質検査項目・検査頻度
7. 水質検査の方法
8. 臨時の水質検査に関する事項
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 関係機関との連携

1. 水質検査計画に関する基本方針

当企業団ではお客様に安全で快適な水道水を供給するために、水道法及び過去に実施した水質検査の結果を踏まえて、水質検査の適正化や透明性を確保した水質検査計画を策定いたします。

2. 当該水道事業の概要

(1) 給水状況(平成29年度末実績)

区分	内容
給水区域	島田市(旧金谷町)・牧之原市及び菊川市の一部
給水人口	20,132人
給水戸数	7,723戸
一日最大給水量	9,796 m ³ /日(平成29年7月20日)
一日平均給水量	8,883 m ³ /日

(2) 水源の状況

施設名	水源の種別	計画取水量m ³ /日	浄水処理の方法
金谷水源地	浅井戸	6,770	塩素処理・消石灰注入
第3水源地	浅井戸	2,220	塩素処理
下坂水源地	浅井戸	1,000	塩素処理
五和第2水源地	浅井戸	1,340	塩素処理
番生寺水源地	浅井戸	1,950	塩素処理

3. 当該水道を巡る原水の水質状況及び水質管理上の問題点

当企業団の取水施設はすべて地下水を利用しています。現在、水源として求められる全ての水質基準をみたした安全な状態であります。

汚染要因としては梅雨や地震等の災害時に濁水が発生し、水質が悪化する恐れがあります。今後も環境の変化等に留意しながら、常に安全な水を安定供給できるよう水質管理を実施していきます。

4. 水質検査地点

採水地点の位置は別図の給水区域図を参照してください。

定期及び臨時水質検査の検査地点に関しては、水道法施行規則により給水栓を原則として供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所で行います。

(1) 毎日検査・水質基準項目検査

系統名	毎日検査	水質基準項目
下坂配水池系統	島田市金谷東二丁目地内	島公民館
猪土居配水池以南系統	牧之原市布引原地内	追廻老人憩いの家
牧之原配水池系統	島田市金谷本町地内	金谷南地域交流センター
五和配水池系統	島田市竹下地内	大井神社
大代配水池系統	島田市志戸呂地内	横岡新田ゲートボール場

(2) 水質管理目標設定項目検査

- ・金谷水源地・下坂配水池系統(島公民館)

(3) 原水全項目検査及び指標菌検査

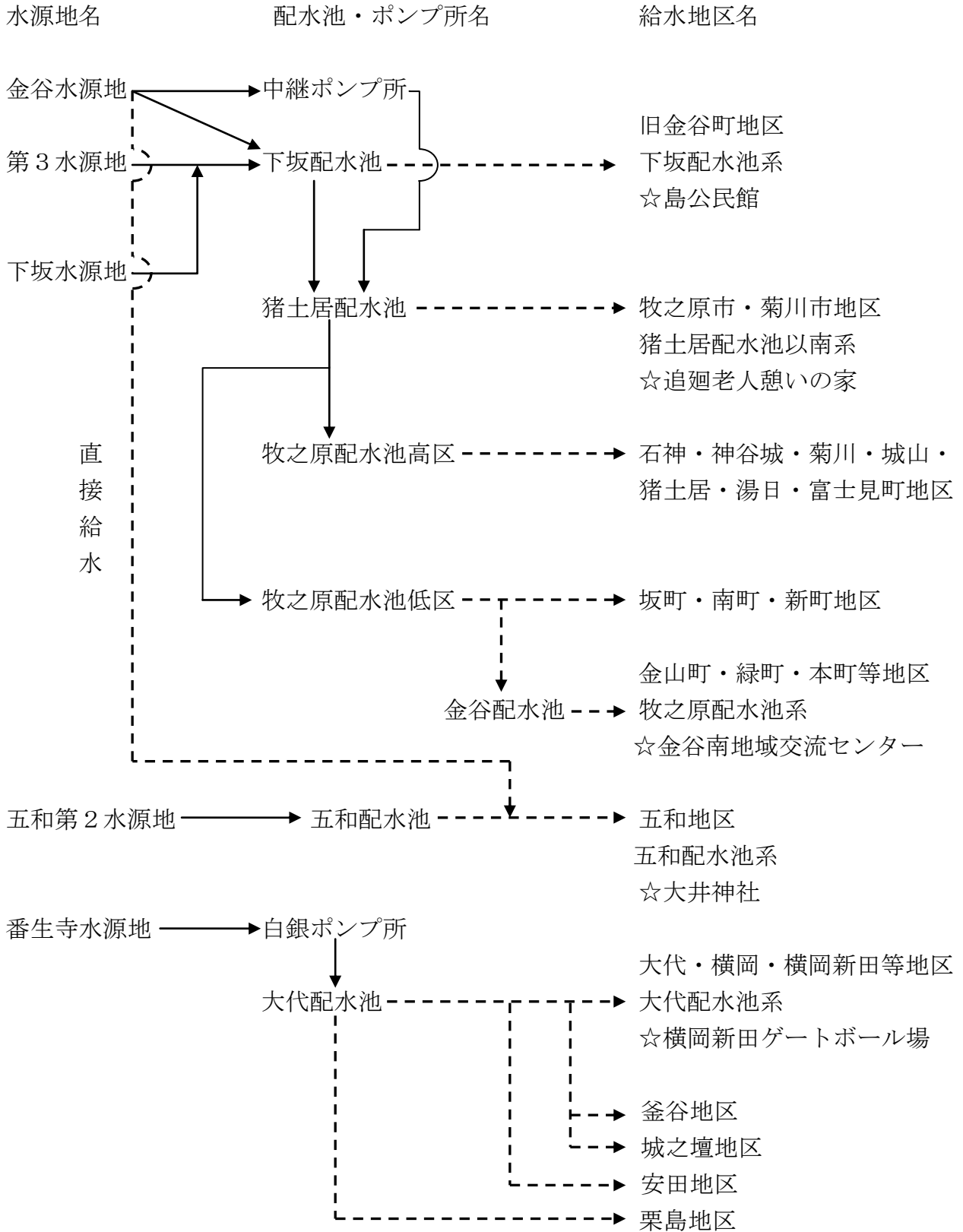
- ・金谷水源地・第3水源地・下坂水源地・五和第2水源地・番生寺水源地

(4) クリプトスポリジウム検査

- ・五和第2水源地・番生寺水源地

5. 水質検査地点までのフロー図

- . . . 送水
- - - → . . . 給水
- ☆ . . . 検査地点



6. 水質検査項目・検査頻度

水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び当企業団が水質管理上必要と判断する項目とします。

また、水質検査頻度は、過去の検査結果の検出状況を考慮し、各項目ごとに頻度を設定します。

(1) 水質基準項目

基準値に適合した水を給水することが法令で義務づけられている項目で、現在51項目が設定されていますが、過去3年間の検出状況を考慮し、検査頻度の省略化をしました。

別紙水質検査表(1)を参照してください。

(2) 毎日検査

法令で義務づけられている検査で一日一回以上行いう色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する項目を検査します。

別紙水質検査表(2)を参照してください。

(3) 水質管理目標設定項目

水質基準の法令で規定された項目ではなく、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目について検査をします。

別紙水質検査表(5)を参照してください。

(4) 原水検査

すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は水質基準全項目から消毒副生成物11項目を除いた40項目を各水源地で検査します。

別紙水質検査表(4)を参照してください。

(5) 指標菌・クリプトスポリジウム検査

原水の水質管理について、指標菌及びクリプトスポリジウムによる汚染の恐れを判断するため実施します。

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、レベル3である五和第2水源地・番生寺水源地では、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回、指標菌を毎月1回検査します。レベル2である金谷水源地・第3水源地・下坂水源地では、3ヶ月に1回、原水の指標菌の検査を行います。

別紙水質検査表(3)を参照してください。

7. 水質検査の方法

毎日水質検査以外の水質検査につきましては、水道法第20条第3項より厚生労働大臣の登録を受けた者へ業務委託します。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）によって行います。なお、その他の項目は上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

8. 臨時の水質検査に関する事項

水道水及び水源等で下記の状態が見られ、水質基準に適合しないおそれがある場合は臨時の水質検査を実施し、水道水の水質が正常だと判断するまで行います。

- (1) 毎月の水質検査で異常があったとき。
- (2) 原因不明の色及び濁り等により水質が悪化したとき。
- (3) 水源付近や給水区域等で消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 大規模災害により水質に悪影響を及ぼす可能性があるとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) 浄水過程に異常があったとき。
- (7) その他特に必要があると認められるとき。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年見直しを行い、検査地点ごとに各検査項目の最大値や平均値を水質基準値と比較し、翌年度の計画における検査項目や検査頻度に反映していき、大井上水道企業団のホームページ内にて公表いたします。

水質検査の結果については、毎年2回（10月、4月）に大井上水道企業団のホームページ内にて公表いたします。

10. 関係機関との連携

水源等で水道水が原因で水道汚染事故が発生した場合は、国、県及び外部検査機関と情報交換を図りながら現地調査を行い、適切な対応を実施します。